

# 会則及び施行細則改正案

## 1.概要

以下の3つの目的に基づき、会則及び施行細則の改正を行いたいと思います。

- (1) PTA会費の徴収停止
- (2) 本部役員の定員変更
- (3) 各委員の免除規定の変更

## 2.改正対象

- (1) PTA会費の徴収停止

### 第15条2

「令和7年度は、会費は徴収しない」を削除。

- (理由) 「会費は総会で定めた額とする。」としており、会費を徴収する必要がない場合は、会費を0円とすればよいため。

現会則	会員は会費を納めるものとする。 1 会費は総会で定めた額とする。ただし、事情により減免することができる。 2 会費の減免については細則で定める。 <b><u>ただし、令和7年度は、会費は徴収しないこととする。</u></b>
改正案	会員は会費を納めるものとする。 1 会費は総会で定めた額とする。ただし、事情により減免することができる。 2 会費の減免については細則で定める。

- (2) 本部役員の定員変更

### 第9条1

「本会に次の役員を置き、役員10名を本部と呼ぶ。」を変更。

- (理由) 役員のなり手不足への対応として、現在「7名」としている保護者役員の定員を「5～7名」とし、状況に合わせて柔軟に調整できるようにします。

現会則	<b>1 本会に次の役員を置き、役員10名を本部と呼ぶ。</b> 会長 (保護者会員) 1名 <b>副会長 (保護者会員2名と教職員会員1名) 3名</b> 書記 (保護者会員2名と教職員会員1名) 3名 <b>会計 (保護者会員2名と教職員会員1名) 3名</b>
改正案	<b>1 本会に次の役員を置き、役員8～10名を本部と呼ぶ。</b> 会長 (保護者会員) 1名 <b>副会長 (保護者会員1～2名と教職員会員1名) 2～3名</b> 書記 (保護者会員2名と教職員会員1名) 3名 <b>会計 (保護者会員1～2名と教職員会員1名) 2～3名</b>

(3) 各委員の免除規定の変更

**第5条4**

「⑦各委員に選出された者は、当該生徒の在籍中、委員を免除される権利を有する。免除は申告制とする。（令和6年度各委員より適用とする）」を変更。

(理由) 会員減少に伴う選出の公平性を高めるため、一般委員の免除期間を「当該生徒の在籍中」から「委員を務めた翌年1年間」に短縮します。各委員長及び副委員長は現行通り「在籍中免除」を維持します。なお、令和7年度から適用します。

現会則	<p><b>⑦各委員に選出された者は、当該生徒の在籍中、委員を免除される権利を有する。免除は申告制とする。（令和6年度各委員より適用とする）</b></p> <p>ただし、本人の意思による再任は妨げない。</p> <p>各委員会が業務遂行不足と判断した場合、免除されないことがある。</p> <p>委員の候補者がいなくなり選出が難しい場合は、この限りではない。</p>
現施行細則	<p><b>10 各委員に選出された者は、当該生徒の在籍中、役員を免除される権利を有する。</b>ただし、本人の意思による再任は妨げない。</p> <p>役員の候補者がいなくなり選出が難しい場合は、この限りではない。</p>
改正案	<p><b>⑦各委員に選出された者は、委員を務めた翌年1年間、委員を免除される権利を有する。各委員長及び副委員長に選出された者は、当該生徒の在籍中、委員を免除される権利を有する。</b></p> <p><b>免除は申告制とする。（令和7年度各委員より適用とする）</b></p> <p>ただし、本人の意思による再任は妨げない。</p> <p>各委員会が業務遂行不足と判断した場合、免除されないことがある。</p> <p>委員の候補者がいなくなり選出が難しい場合は、この限りではない。</p>
細則改正案	<p><b>10 各委員に選出された者は、委員を務めた翌年1年間、役員を免除される権利を有する。各委員長及び副委員長に選出された者は、当該生徒の在籍中、役員を免除される権利を有する。</b></p> <p>ただし、本人の意思による再任は妨げない。</p> <p>役員の候補者がいなくなり選出が難しい場合は、この限りではない。</p>

※下線の役員が委員になっていたので訂正しました。